

2011年9月6日

消費者委員会の独立性の尊重を求める意見書

消費者担当特命大臣 山岡賢次 殿

消費者庁長官 福嶋浩彦 殿

千葉県弁護士会 会長 木村龍次



第1 意見の趣旨

当会は、消費者庁において、消費者委員会の独立性を尊重し、消費者委員会の意見を重視した業務遂行を行うことを求める。

第2 意見の理由

1 消費者庁・消費者委員会設立の趣旨

消費者庁は、産業育成省庁によるそれまでの行政を消費者目線による行政へと転換する司令塔役を担う機関として、2009年9月に創設された画期的な組織である。

また消費者委員会は、当初政府案において消費者政策委員会とされていたものを超党派合意によって消費者庁の外に出すこととされた組織であり、消費者庁を含む消費者行政全般に対する監視機能を付与された重要な組織である。その際、消費者委員会の独立性を確保するために、独立した事務局も併せて設置されることとなった。

このように、消費者庁・消費者委員会は、消費者の大きな期待を背負って成立したいずれも重要な組織であり、両者がともに健全に育っていくことで消費者行政全体の機能強化が図られるものである。

2 消費者庁による消費者委員会の独立性侵害について

ところが近時の消費者庁は、以下のとおり、消費者委員会の独立性を侵害し、或いはその意見を軽視するような行為を繰り返し行っている。

例えば、国民生活センターの問題をめぐり、消費者庁と消費者委員会との意見が食い違っている状況の中で、消費者庁から消費者委員会事務局に対して働きかけ、消費者庁の意見の一部を消費者委員会に認めさせるような文書（平成23年6月9日付文書）を事務局長名で提出させるという事実が発覚している。

また、国民生活センターの議論のありかたについては、消費者委員会から、消費者庁・国民生活センターの二者によるタスクフォースのみで結論を出すのではなく、消費者・消費者団体、有識者・研究者等からなる検討会の場を設け、そこで結論を出すべきである旨の意見が提出されているにもかかわらず、二者によるタスクフォースを取りまとめて閣議決定にこぎ着けようとしている。

さらには、消費者委員会の下部組織である消費者安全専門調査会の取りまとめ案に対し、ユッケ肉中毒事件における消費者庁の情報発信の遅れを指摘した部分等の変更を求める発言を専門調査会の場で消費者庁長官自身が行っている。

こうした一連の行為は、消費者委員会を消費者庁から切り離して独立性を確保し、消費者行政全体に対する監視機能を保有させた法の趣旨に真っ向から反するものである。

原子力発電所事故の問題においても、本来監視機能を果たすべき組織がその機能を十分

に全うしなかったために福島原発事故を防げなかったことが指摘され、監視機能の重要性が改めて社会的に確認されるとともに、その確保が大きな課題となっている。

こうした状況にあって、もっとも消費者に近い立場で業務を遂行しなくてはならないはずの消費者庁が、監視機関の発言を軽視したり、あろうことかその事務局に働きかけをして文書を提出させるというような行為を行っていることは極めて遺憾と言わざるを得ない。

当会は、今後消費者庁が、消費者庁・消費者委員会創設時の原点に立ち返り、監視機関たる消費者委員会の立場・意見を謙虚に受け止めて、真に消費者目線に立った消費者行政を遂行することを強く希望する。

以上